

## 「地域公共交通総合連携計画」での記載事項について

### 1. 活性化・再生法に基づく定義

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化・再生法：平成 19 年法律第 59 号）」の第 5 条 2 項において、地域公共交通総合連携計画は、次に掲げる事項について定めるものとなっている。

- 一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針
- 二 地域公共交通総合連携計画の区域
- 三 地域公共交通総合連携計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 五 計画期間
- 六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

また、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」の、「二地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的事項、2 留意事項、（5）事業評価」のなかで、

市町村は、連携計画が作成された後も、地域公共交通の現状について把握、分析を行うとともに、協議会の活用等により、連携計画に位置付けられた事業の成果について評価を行い、必要に応じて、連携計画の見直しを行うことが望ましい。

としている。

このため、地域公共交通総合連携計画の作成に当たり、「事業評価」のための指標についても記載する必要がある。

### 2. 先行事例での記載事項

愛知県内で、「地域公共交通総合連携計画」を作成した自治体として、新城市がある。新城市では、下記内容が記載されている。

章タイトル	記載内容
第 1 章：策定の背景	検討経過、協議会設置要綱、名簿等
第 2 章：公共交通等移動手段確保の現状	鉄道・バスの現状、運行経費、高齢者（潜在利用対象者）意向調査結果等
第 3 章：公共交通の課題	公共交通空白地域等の課題整理
第 4 章：公共交通整備の考え方	基本的な考え方、計画区域、計画期間、基本構想（目標、施策の考え方）、具体的な施策等
第 5 章：公共交通整備の進め方	計画推進の組織、スケジュール、PDCA と住民参画の考え方等
第 6 章：地域公共交通総合連携計画に基づく事業	路線見直し計画、利用促進活動、事業スケジュール、事業概要と事業の実施主体

### 3. 「飛島村地域公共交通総合連携計画」での新規記載事項

飛島村では、昨年度、飛島村地域公共交通会議での協議をふまえ、「飛島村地域公共交通計画」を策定している。

当該飛島村地域公共交通計画をベースに、「飛島村地域公共交通総合連携計画」を策定するためには、活性化再生法や新都市の先行事例等をもとに、下記に示す項目（赤字表記）を新たに追加する必要があると考えられる。

飛島村地域公共交通総合連携計画		飛島村地域公共交通計画	記載事項
序章：計画の背景・目的	踏襲	序章：地域公共交通計画の位置づけ	背景・目的、構成
第1章：飛島村における公共交通の現状	踏襲	第1章：飛島村における公共交通の現状	ネットワーク状況、交通事情等
第2章：住民意向について	踏襲	第2章：住民意向について	住民意向（アンケート結果）
第3章：企業意向について	踏襲	第3章：企業意向について	企業意向（アンケート・ヒアリング結果）
第4章：現状の課題と計画の考え方・基本目標	踏襲	第4章：現状の課題と対応方針	課題・対応方針、公共交通（バス）の構築方針
	新規		計画区域・計画期間
第5章：基本計画	踏襲	第5章：新しい飛島村公共交通（バス）の運行イメージ	運営方針、運行計画、運行体制、事業性の確保、利用促進、ネットワークイメージ
	新規		ネットワーク計画（運行路線）、計画推進組織、PDCA・住民参画手法
第6章：地域公共交通総合連携計画に基づく事業	新規		掲載事業内容（実証実験事業、乗継拠点整備、バスロケーションシステム整備、利用促進事業、広報活動事業等）
第7章：計画の実現に向けて	踏襲	第6章：実現に向けた対応	導入に向けた対応、今後の事業計画
	新規		事業スケジュール、事業概要及び事業の実施主体